

大津町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をするときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）により、指定をしないときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の更新)

第5条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様

式第4号)に關係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の3月前までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があった場合は、指定更新の適否を審査し、指定更新をするときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書(様式第5号)により、指定更新をしないときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新却下通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定更新する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書(様式第7号)を10日以内に町長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業(以下「総合事業」という。)を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書(様式第8号)をその廃止又は休止の日の1月前までに町長に提出しなければならない。
- 3 総合事業を休止した指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書(様式第9号)を10日以内に町長に提出しなければならない。
- 4 指定事業者は、第2項の規定により総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該総合事業に係るサービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の辞退)

第7条 指定事業者は、指定を受けた総合事業について辞退しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定辞退届出書(様式第10号)を、辞退しようとする日の1月前までに町長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消したとき又は指定の全部又は一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消(停止)通知書(様式第11号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の拒否)

第9条 町長は、第4条第1項に規定する申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないことができる。

- (1) 申請者が法人でない場合。
- (2) 申請者が大津町暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第2条第1号及び第2号に規定する者と認められる場合。
- (3) 当該申請に係る事業者について指定を行うことにより、大津町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合。
- (4) その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合。

(県等への情報提供)

第10条 町長は、指定事業者について、指定をし、若しくは指定の更新をし、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したときは、熊本県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日(事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間)
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(公示)

第11条 町長は、指定事業者について、指定をし、指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止し又は廃止の届出を受理したときは、次に掲げる事項について公示するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定、指定の取消し、若しくは指定の効力の停止又は廃止の、その年月日
- (4) 指定をした場合にあつては、その有効期間
- (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。